

新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準
(県立学校)

令和2年(2020年)4月6日現在

1 出席停止の基準

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等に味覚・嗅覚障がい等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられる場合
- (5) その他、校長が出席停止を必要と認める場合

2 出席停止の期間

- (1) 上記1の(1)に該当する児童生徒等については、治癒するまで。
- (2) 上記1の(2)に該当する児童生徒等については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間。
- (3) 上記1の(3)、(4)に該当する児童生徒等については、症状がみられなくなるまで。
- (4) 上記1の(5)に該当する児童生徒等については、校長が必要と認める期間。

3 臨時休業の基準・措置・期間

県教育委員会は、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、県の健康福祉部局と十分に相談した上で、必要に応じて適用を決定する。その際の目安は次の表のとおり。

	感染者が判明した学校の 臨時休業	感染者がいない学校も含めた 地域一斉の臨時休業
基準	学校内において、児童生徒等又は教職員の感染が1人以上判明した場合	市町村において、感染者が急激に増加するなど、感染がまん延していると判断した場合※2
措置	当該校の全部または一部の臨時休業を実施する ※1	市町村の感染状況に応じて、当該市町村の全部または一部の学校について臨時休業を検討し、実施する
期間	当該児童生徒等及び教職員が最後に登校または出勤した日から2週間	一斉臨時休業を開始した日から2週間もしくは感染拡大防止上必要な期間

※1 感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めている恐れが低い場合には、学年単位、学級単位等の臨時休業を検討することができる。

※2 市町村における新規確定患者数やリンクが不明な新規確定患者数等、まん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や学校における感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

4 その他

- (1) 学校は、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、保護者から報告するよう通知する。
- (2) 出席停止の基準及び期間、臨時休業の基準及び期間については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の専門家会議の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。